社会福祉法人世田谷区社会福祉事業団職員退職手当支給規程

平成６年９月30日規程第15号
改正　令和８年３月31日規程第40号

（趣旨）

第１条　この規程は、社会福祉法人世田谷区社会福祉事業団（以下「事業団」という。）の職員の退職手当について必要な事項を定めるものとする。

（用語の意義）

第２条　この規程において「退職の日」とは、職員が退職し、又は解雇された日をいう。

２　この規程において「基本給」とは、当該職員の退職の日における社会福祉法人世田谷区社会福祉事業団職員給与規程（平成28年３月30日規程第38号。以下「職員給与規程」という。）第15条に定める基本給及び第50条に定めるチャレンジ調整給を合計した額をいう。

（支給対象）

第３条　退職手当の支給を受ける者は、事業団に常時勤務する職員で、令和８年３月末日に効力を有していた社会福祉法人世田谷区社会福祉事業団職員就業規程（平成６年９月30日規程第９号）第３条に規定する職員であった者とする。ただし、次の各号の一に該当する者には、退職手当の一部又は全部を支給しないことができる。

（１）　懲戒により解雇された者

（２）　懲戒処分（解雇を除く）をされた者

（３）　懲戒処分の対象となる行為に相当する行為があった者

（４）　在職中に懲戒処分の対象となる行為があったことが退職後に明らかとなった者

（５）　在職期間が３年以下の者

（６）　社会福祉施設職員等退職手当共済法（昭和36年法律第155号。以下「共済法」という。）に規定される支給の制限に該当する者

２　前項第４号に該当する場合で、一部又は全部の不支給の決定が退職手当の支給後にされた場合、不支給となった退職手当について返還させることができる。

（退職手当の支給）

第４条　退職した者に対する退職手当の額は、第６条から第９条までの規定により計算した退職手当の額とする。

２　退職手当は、職員が退職した場合にその者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。ただし、職員が退職した場合において、その者が退職の日又はその翌日に再び職員となったときは、退職手当は、支給しない。

３　退職手当は、職員が退職した日から起算して１月以内に支払わなければならない。ただし、当該職員が共済法に定める被共済職員である場合又は死亡により退職した者に対する退職手当の支給を受けるべき者を確知することができない場合その他特別の事情がある場合は、この限りではない。

４　当該職員が共済法に定める被共済職員でない職員においても、共済法に定める事項によ

り計算した退職手当の額とする。

（遺族の範囲及び順位）

第５条　第４条に規定する遺族の範囲およびその順序は、共済法の規定に準ずるものとする。

（普通退職の場合の退職手当の額）

第６条　普通退職とは、次の各号に掲げる理由によるものとする。

（１）　自己都合により退職した者

（２）　定年に達したことにより退職した者

（３）　第５項に定める傷病により退職した者

（４）　業務上以外の死亡により退職した者

（５）　事業の縮小その他やむを得ない業務上の都合により解雇された者

２　退職手当の額は、計算基礎額に支給乗率を乗じて得た額とする。

３　計算基礎額は、退職日におけるその者の基本給（職員が休職、停職、減給その他の理由によりその給料の一部または全部を支給されない場合においては、これらの理由がないと仮定した場合におけるその者の受けるべき基本給とする。以下「基本給」という。）の退職前６か月の平均額（以下「退職時平均基本給」という。）を算出し、別表第１に該当する額とする。

４　支給乗率は第10条に掲げる勤続期間に応じ、別表第２のとおりとする。

５　第１項第３号及び次条に規定する傷病により退職した者とは、職員となった日以後病気にかかり、又は負傷し、その結果として退職の日における傷病の程度が厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第47条第２項に規定する障害等級に該当する障害の状態にあり、その職務の遂行に堪えずに退職した者とする。

（業務上の傷病及び死亡による場合の退職手当の額）

第７条　退職の理由が業務上による傷病又は死亡である場合は、退職時平均基本給に、別表第３に掲げるその者の勤続期間に応じた割合を乗じて得た額とする。

（業務等によることの認定の基準）

第８条　理事長は、退職の理由となった傷病又は死亡が業務上によるものかどうかを認定するに当っては、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の規定により職員の業務上又は通勤による災害に対する補償を実施する場合における認定の基準に準拠しなければならない。

（退職手当の加算）

第９条　退職した者に対する退職手当の加算は、その者の勤続期間及び役職等に応じて、次の各号に規定する額とする。

（１）　在職期間が20年以上の者（以下「永年勤続者」という。）は、退職手当の額に５％を加算する。

（２）　令和８年３月末日に効力を有していた社会福祉法人世田谷区社会福祉事業団職員の職群及び役割資格等級に関する規程（平成28年３月30日規程第４号）第４条に規定する総合職群３級、４級、５級及び６級であった者については、在職期間のうち退職年度を含む退職前20年間において、令和８年３月末日に効力を有していた職員給与規

程第11条第２項に規定する役割資格等級別適用範囲給表の各等級の下限値に表１に掲げる加算率及び各級の在職年数を乗じた額を加算する。ただし、令和８年４月１日以降の在職期間においては、職員就業規程第13条に規定する等級のうち、表２に掲げる等級を加算の対象とし、加算額は当該表のとおりとする。

［表１］

区分	加算率
総合職群６級	15％
総合職群５級	12％
総合職群４級	８％
総合職群３級	６％

［表２］

区分	加算額
８等級	46,830円
６等級・７等級	33,216円
４等級・５等級	19,688円
３等級	13,026円

（勤続期間の計算）

第10条　勤続期間は、共済法に基づき計算する。

（休職等の場合の給料月額）

第11条　休職等の場合の給料月額は、共済法の規程に準じるものとする。

（口座振替による支払）

第12条　退職手当は受給者から申出のある場合は、口座振替の方法により支払うことができる。

（委任）

第13条　この規程に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が別に定める。

附　則（平成28年３月30日規程第48号）

（施行期日）

１　この規程は、平成28年４月１日（以下「施行日」という。）から施行する。

（施行日前日から引き続き在職し、施行日以降に退職する者に支給する退職手当の額に係る経過措置）

２　施行日前日から引き続き在職し、施行日以降に退職する者の退職手当の額は、この規程の施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとみなして、次の各号に定める退職手当の額のうち多い額をもってその者に支給すべき退職手当の額とする。

（１）　施行日前日に退職したものとみなした期間について、改正前の社会福祉法人世田谷区社会福祉事業団職員退職手当支給規程により計算した場合の退職手当の額と、改

正日以降の在職期間を附則別表第１の共済法に基づき計算した場合の退職手当の額を合算した額

（２）　退職する者の在職期間を附則別表第１の共済法に基づき計算した場合の退職手当の額

附　則（令和元年11月28日規程第17号）

この規程は、令和元年11月28日から施行する。

附　則（令和２年３月26日規程第40号）

この規程は、令和２年４月１日から施行する。

附　則（令和８年３月26日規程第38号）

この規程は、令和８年４月１日から施行する。

附　則（令和８年３月31日規程第40号）

１　この規程は、令和８年４月１日から施行する。

２　附則（平成28年３月30日規程第48号）第２項の規定を廃止する。

３　前項の規定は、令和８年３月31日から適用する。

附則別表第１（第２項関係）

支給乗率表（普通退職の場合）

勤務期間（年）	平成28年３月31日以前	平成28年４月１日以降	勤務期間（年）	平成28年３月31日以前	平成28年４月１日以降
1	0.54	0.522	27	33.075	31.929
2	1.08	1.044	28	34.425	33.321
3	1.62	1.566	29	35.775	34.713
4	2.160	2.088	30	37.125	36.105
5	2.700	2.61	31	38.250	37.149
6	4.050	3.132	32	39.375	38.193
7	4.725	3.654	33	40.500	39.237
8	5.400	4.176	34	41.625	40.281
9	6.075	4.698	35	42.750	41.325
10	6.750	5.22	36	43.875	42.369
11	7.992	7.7256	37	45.000	43.413
12	8.784	8.4912	38	46.125	44.457
13	9.576	9.2568	39	47.250	45.501
14	10.368	10.0224	40	48.375	46.545
15	11.160	10.788	41	49.500	47.589
16	11.952	13.3893	42	50.625	48.633
17	12.744	14.6421	43	51.75	49.59
18	13.536	15.8949	44	52.875	49.59
19	14.328	17.1477	45	54.000	49.59
20	18.9	20.445	46	55.125	49.59
21	19.980	22.185	47	56.250	49.59
22	21.060	23.925	48	57.375	49.59
23	22.140	25.665	49	58.500	49.59
24	23.220	27.405	50	59.625	49.59
25	30.375	29.145	51年以上	60.000	49.59
26	31.725	30.537			

支給乗率表（業務上の傷病又は死亡による退職の場合）

勤務期間（年）	平成28年３月31日以前	勤務期間（年）	平成28年３月31日以前
1	1.350	26	38.070
2	2.700	27	39.690
3	4.050	28	41.310
4	5.400	29	42.930
5	6.750	30	44.550
6	8.100	31	45.900
7	9.450	32	47.250
8	10.800	33	48.600
9	12.150	34	49.950
10	13.500	35	51.300
11	14.985	36	52.650
12	16.470	37	54.000
13	17.955	38	55.350
14	19.440	39	56.700
15	20.925	40	58.050
16	22.410	41	59.400
17	23.895	42	60.000
18	25.380	43	60.000
19	26.865	44	60.000
20	28.350	45	60.000
21	29.970	46	60.000
22	31.590	47	60.000
23	33.210	48	60.000
24	34.830	49	60.000
25	36.450	50年以上	60.000

別表第１（第６条第３項関係）

退職手当金計算基礎額表（単位：円）

退職前６か月の平均基本給	計算基礎額
～73,999	62,000
74,000～85,999	74,000
86,000～99,999	86,000
100,000～114,999	100,000
115,000～129,999	115,000
130,000～144,999	130,000
145,000～159,999	145,000
160,000～174,999	160,000
175,000～189,999	175,000
190,000～204,999	190,000
205,000～219,999	205,000
220,000～234,999	220,000
235,000～249,999	235,000
250,000～264,999	250,000
265,000～279,999	265,000
280,000～299,999	280,000
300,000～319,999	300,000
320,000～339,999	320,000
340,000～359,999	340,000
360,000～	360,000

別表第２（第６条第４項関係）

支給乗率表（普通退職の場合）

勤務期間(年)	普通退職	勤務期間(年)	普通退職
4	2.088	25	29.145
5	2.61	26	30.537
6	3.132	27	31.929
7	3.654	28	33.321
8	4.176	29	34.713
9	4.698	30	36.105
10	5.22	31	37.149
11	7.7256	32	38.193
12	8.4912	33	39.237
13	9.2568	34	40.281
14	10.0224	35	41.325
15	10.788	36	42.369
16	13.3893	37	43.413
17	14.6421	38	44.457
18	15.8949	39	45.501
19	17.1477	40	46.545
20	20.445	41	47.589
21	22.185	42	48.633
22	23.925	43年以上	49.59
23	25.665		
24	27.405		

別表第３（第７条関係）

支給乗率表（業務上の傷病又は死亡による退職の場合）

勤務期間(年)	普通退職	勤務期間(年)	普通退職
4	5.400	25	36.450
5	6.750	26	38.070
6	8.100	27	39.690
7	9.450	28	41.310
8	10.800	29	42.930
9	12.150	30	44.550
10	13.500	31	45.900
11	14.985	32	47.250
12	16.470	33	48.600
13	17.955	34	49.950
14	19.440	35	51.300
15	20.925	36	52.650
16	22.410	37	54.000
17	23.895	38	55.350
18	25.380	39	56.700
19	26.865	40	58.050
20	28.350	41	59.400
21	29.970	42年以上	60.000
22	31.590		
23	33.210		
24	34.830		